

第 1 回九戸村立小・中学校建設用地検討委員会会議録

令和 7 年 8 月 21 日 午後 3 時 00 分から
九戸村公民館 2 階 H0Z ホール

出席者

佐久大学人間福祉学部人間福祉学科 教授	狩 野 徹
九戸村保育施設保護者会連合会長	七 戸 宏 大
九戸村商工会 副会長	下斗米 光 昭
九戸村民生委員児童委員協議会 会長	山 口 忠 一
九戸村体育協会 副会長	中 野 剛
九戸村文化協会 会長	上 村 勝 己
戸田地区公募委員	小 沼 祐 子
伊保内地区公募委員	川 畑 友 和
江刺家地区公募委員	松 本 稔

欠席者

九戸中学校 P T A 会長	小野寺 多 市
九戸小学校 P T A 会長	吉 田 一 幸

事務局

副村長	岩 崎 一 弘
教育長	高 橋 良 一
教育次長	松 浦 拓 志
主幹	関 端 祐 介
村づくり推進課長	川 原 憲 彦
課長補佐	觸 澤 英 之
主事	觸 澤 雪 莉

【開会】

事務局

皆さま大変お疲れ様でございます。村づくり推進課長の川原と申します。よろしくお願いいたします。では、委員長が選任されるまでの間、私が進行させていただきます。それではただいまから第1回九戸村立小・中学校建設用地検討委員会を開会させていただきます。初めに岩崎副村長より御挨拶を申し上げます。

【副村長あいさつ】

岩崎副村長

それでは皆様大変お忙しい中、ご出席ありがとうございます。村長が出張で不在ですので、僭越ではありますが私から御挨拶申し上げます。本日はお忙しい中、狩野教授をはじめ、各団体から推薦を受け、また、一般公募で選ばれた方々の出席を賜りまして大変ありがとうございます。また、皆様におかれましては、日頃から村で行います事業についてご理解とご協力をいただいていることに対しまして、改めまして、この場をお借りして感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、九戸村で令和4年11月に九戸村教育委員会が定めました「持続可能で良質な教育環境の整備に関する指針」に基づき、また、皆様のご協力によりまして、令和7年4月に村内5つの小学校が1つの小学校に統合され、九戸村立九戸小学校が開校いたしました。今後は、持続可能で良質な教育環境の整備に向けて適切な建設用地について委員各位の経験そして専門知識を未来の九戸村の子供たちのためにお貸しいただきますようお願い申し上げます。素地簡単ではございますが、御挨拶に代えさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

(委嘱状交付～委員自己紹介～事務局紹介省略)

【委員長・副委員長の決定】

事務局

それでは議事に入らせていただきますが、委員長が選出されるまで岩崎副村長より議事進行をお願いいたします。

岩崎副村長

それでは、さっそく次第3の議題(1)委員会の構成について議題とさせていただきます。お手元の資料、九戸村立小・中学校建設用地検討委員会設置要綱により、委員長そして副委員長を委員の互選により選出することとなっています。いかがいたしましょうか。何かご意見がありましたらお願いします。

委員

事務局で、検討している案があればそれを尊重したいと思います。

岩崎副村長

ありがとうございます。ただいま、事務局案というお声が出ておりますが、他に何かございますか。ないようですので、事務局案の説明よろしく願いいたします。

事務局

はい。事務局といたしましては、委員長に「狩野徹委員」、そして、副委員長に「上村勝己」委員をお願いしたいと考えております。

岩崎副村長

ありがとうございます。ただいま、事務局案が説明ありましたけれども、他に何かご意見ありますか。

全員

意見なし。

岩崎副村長

ないようですので、事務局案の委員長に佐久大学の教授であります狩野徹様、副委員長に上村勝己様をお願いしたいと思います。ご意見ございませんか。

全員

異議なし。

岩崎副村長

ありがとうございます。それでは、委員長に佐久大学の教授、狩野徹様よろしく願いいたします。狩野委員長は委員長席に移動をお願いいたします。

【諮問書手交】

事務局

それでは、はじめに狩野徹委員長へ副村長から諮問書の交付を行いたいと思います。

岩崎副村長

よろしくお願いいたします。－諮問書を手交－（岩崎副村長より狩野委員長へ）

事務局

それでは、狩野委員長より御挨拶を頂戴いたしまして議事進行をお願いしたいと思います。

委員長

委員長として責任があると思っています。良い教育施設で未来の子供たちのためにご協議よろしくお願いいたします。人口が集中しているところや、過疎化しているところ、大規模なものから地方小学校の建設計画などで、座長をさせていただきました。経験を活かしてこの村の小中学校に繋がるように取組んでまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

【設置要綱・諮問内容について】

委員長

12月20日年内に結論を出してほしいと諮問にあります。時間があるようで厳しいと思います。それでは議事に入っていきます。まず、議題の（3）設置要綱・諮問内容について事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

事務局

それでは、資料No.2をご覧くださいと思います。九戸村立小・中学校建設用地検討委員会設置要綱でございます。まず、「設置」、第1条、これは「持続可能で良質な教育環境の整備に関する指針」、教育委員会が令和4年11月に作成したものが、事業の進行に係る学校建設の適切な場所を検討いただきたいということでございます。なお、所掌事務についても学校用地の候補地の検討に関すること、そして、その他学校用地の選定に関し必要な事項となっております。

次に、第3条、組織ですが、委員12名以内をもって組織することとしております。なお、要綱上（4）に農業委員会とありますが農業委員会につきましては、今回、農地の関係も出てくるということで辞退されるということで、委員については11名ということになっております。第4条の委員長及び副委員長については先ほど皆様から決定いただきました。任期につきましては、第2条の所掌事務が終了するまでとなっております、12月を目途にお願いしたいと思います。なお、会議につきましては委員長が招集し、委員長が議長となる旨でございます。また、必要があると認めた時は委員以外の者に出席をいただいて説明等を受けることもできるものとしております。なお、庶務事務につきましては村づくり推進課において処理することになります。そして、第8条ですけれどもこの要綱に定めるもののほ

か、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員に諮って定めることとしております。要綱については以上でございます。次に、資料No.3をご覧くださいと思います。これにつきましては先ほど村長より手交させていただきましたけれども、諮問事項といたしまして持続可能で良質な教育環境整備に向けた、最適な建設用地について検討をお願いしたいというものでございます。

また、答申書の提出期限を令和7年12月20日ということで、大変日程的に厳しいかもしれませんがご協力をいただきたいと思います。その他、この会議についてですけれども原則として会議は公開したい、また、その会議内容、議事録についても村のホームページ等で公表したいと考えております。ただ、一部会議で不適切な表現については、委員長と協議し一部修正をさせていただく場合もありますので、ご理解をいただきたいと思います。事務局からは以上です。

委員長

はい。ありがとうございました。ただいまの説明について質問、ご意見いかがでしょうか。はい、お願いします。

委員

会議の公開ということは、会議の都度、報道陣等に公開するというのでしょうか。

事務局

その通りでございます。予めご案内を差し上げるとともにホームページに開催時期を掲載したいと思います。

委員

了解です。

狩野委員長

他にはいかがでしょうか。諮問書の説明があつたとおりに進めさせていただきます。ありがとうございます。では、議題の（４）「持続可能で良質な教育環境の整備に関する指針」について、事務局の方で説明をお願いいたします。

【持続可能で良質な教育環境の整備に関する指針について】

事務局

日頃より皆様から教育行政に対しましてご理解とご協力をいただきましてありがとうございます

ざいます。また、本年4月に開校した九戸村立九戸小学校、村内5つの小学校の統合に関しまして、本当に地域の皆様、保護者の皆様から一方ならぬご支援、ご協力をいただきました。改めてお礼を申し上げるところでございます。それでは、(4)の持続可能で良質な教育環境の整備に関する指針について及び今後の村内小・中学校の現状についてですが、はじめに資料No.4をご準備いただきたいと思います。こちらの持続可能で良質な教育環境の整備に関する指針でございますが、この指針は村の教育委員会で令和3年4月から7月にかけて「ナインズミーティング2」と称した教育懇談会を村内12会場で実施し、また、その年の11月には識者の大学の先生を招いて、九戸村の学校教育を考えるシンポジウムを開催や、保護者の皆様をはじめ村民の皆様と小中学校の統合、再編に向けた議論を改めて積み重ね、令和4年1月に実施した村民アンケートの結果を踏まえて同年9月の教育委員会議において議決を経て11月の村総合教育会議において正式に村の方向性として承認されたというものでございます。そして、この指針を受けて提案した九戸村立小・中学校設置条例の一部を改正する条例が令和4年3月の九戸村議会定例会において全会一致で可決をされ、本年4月に5つの小学校を統合した九戸村立九戸小学校が開校され現在に至っています。2ページから5ページには村の教育環境における令和4年当初の現状と課題、それから6ページから8ページにはこの指針の策定に至るまでの教育委員会の取組等が記載されております。10ページにはこの指針の最終的な方向性として、1「持続可能で良質な教育環境」として①少子化に左右されない良質な教育環境、②児童生徒と保護者、村民から信頼される教育環境、③地域の将来を見据えた人材育成及び地域の活性化に資する教育環境、④変化に対応できる未来志向の教育環境、この4つを持続可能で良質な教育環境として定義したうえで村内の小学校を令和7年度までに伊保内小学校に統合、九戸村立九戸小学校として開校したのち、令和11年度を目途に九戸村立九戸学園（仮称）として小中一貫校または義務教育学校に再編し開校するという進むべき方向性を示したものでございます。皆さんご承知のとおり、小学校の統合につきましては、今年4月に九戸小学校を開校したということで1つの区切りとなっております。この指針の中の小学校の統合については、割愛をさせていただきまして、小中学校の再編について若干触れさせていただきたいと思っております。4ページをお開きいただきたいと思います。改めて中学校を再編しなければならないという結論に至った部分について改めて説明させていただきたいと思っております。4ページの(3)の上から5行目の今後予想される課題とあります。その下、また下3行目にかっこで中学校とあります。その本文の中の4行目、しかしから読み上げさせていただきます。「しかし、令和11年度には生徒数100人を割り込むことが見込まれ、さらに翌年からは全3学級規模の極小規模中学校になることが想定されている。現在、(令和4年当時)、1学年2学級計6学級規模の九戸中学校は、校長、副校長、養護教諭、加配教諭などを除いて、11人の教員が配置されている。これが令和16年度以降1学年1学級計3学級になると配置される教員は7人となる。この場合、中学校は10教科であるため各教科1人（副校長を含め）となり、現在に比べ教科指導のみならず部活動等、様々な支障が生じることは容易に想像できる。」そして、

以下、予想される弊害として6点を記載しております。このように少子化と人口減少に伴って児童生徒数が減少していくという見通しにたった時、小学校と中学校どちらも単体で維持していくということになると、ここに書かれた6つの弊害が生じることによって、中学校の活力が大きく失われるものと教育委員会としては大変危惧しているという結論になっております。よって、将来的な小中学校の再編、小中一貫校又は義務教育学校への移行が避けられないものであると教育委員会では考えているところでございます。簡単ですが、指針については以上でございます。

続いて、資料№5の資料になります。令和6年度以降の児童数・学級数・教職員数の見込みということで表が小学校、そして裏が中学校となっております。縦軸の方が各年度、横軸が児童生徒数、そして参考までに想定される教員の数に記載しております。まず小学校ですが、令和6年度は村内5つの小学校がありまして参考までに記載しております。令和7年度、1年生が25人、2年生が24人、3学年が28人、4学年が34人、5学年が38人、6学年が34人で全校生徒183名となります。5年生は38名ですので2クラスとなっております。次に多いのが6年生の34名で、現状は183名の児童数がありますが、以降、年々子供の数が減ってまいります。そして、令和12年度になると、児童数が99人で100人を割ることになります。続きまして、裏面をご覧くださいまして、こちらは中学校となっております。こちら令和11年度には生徒数が100名となり、この令和11年度にかろうじて3年生が2クラスを維持できますが、令和12年度以降は100人を割りまして1学年1学級の状態になります。一番下の令和17年度におきましてはついに50人を下回るという見通しとなっております。先ほども申し上げましたとおり、こういった見通しのもとで小学校と中学校、それぞれが単独で維持していくということはそのまま教育環境の低下につながることで教育委員会では捉えているところでございます。簡単ですが、説明は以上です。

委員長

ありがとうございました。ただいまの説明について、質問、ご意見いかがでしょうか。

委員

質問、意見無し。

委員長

よろしいでしょうか。次に進ませていただきます。では、議題の(5)の学校整備に係る用地規模及び配置基準等について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、引き続き説明させていただきます。資料№6をご準備いただきたいと思います。こちらは学校整備に係る用地規模及び配置基準等についてということでお示ししていた

だいておりますが、あくまでも国庫で学校を建設するにあたって国から負担金が出ます。その負担金の基準に当てはめた形の規模という認識でお願いしたいと思います。最低限の規模ということでご了承いただきたいと思います。まず、(1) 学校整備に係る用地規模ということで、積算にあたっての条件を記載しております。こちらは、小学校児童数 117 名、普通学級 6 学級、特別支援学級数を 2 学級と見込んでおります。中学校につきましては、生徒数 100 名、普通学級 4 学級、特別支援学級数を 2 学級ということで、こちらは先ほどの資料 No.5 の見込みにおける令和 11 年度の予測の人数ということでございます。これらの学校を建設するにあたっての必要面積ですが、こちらは義務教育諸学校等の国庫負担等に関する法律こちらの施行令第 7 条より、小学校は 6 学級が予想されることからその法律施行令をもとに算出しているものでございます。小学校ですが、6 学級が予想されことから国の基準にあてはめると、普通学級として校舎の面積が①2,468 m²、特別支援学級が②336 m²となりまして、校舎としては①、②を足しまして③2,804 m²となります。続いて屋内運動場ですが、国庫負担の基準ですと 1 学級から 10 学級までのところにあてはめて④894 m²となります。最後にグラウンドですが、こちらは児童数 1 人以上 240 人以下という区分にあてはめまして⑤2,400 m²となります。続いて、九戸中学校新築に係る必要面積ということで同じように法律の基準にあてはめて計算しますと、校舎が③2,830 m²、屋内運動場が 1 学級から 17 学級までというところにあてはまりまして、次のページの一番上ですが④1,138 m²、そしてグラウンドが 1 人以上 240 人以下というところにあてはまりまして、⑤3,600 m²ということになります。その下に一覧表として表に記載しております。校舎、屋内運動場、グラウンドを合わせまして小学校、中学校、小中一貫校あるいは義務教育学校ということで施設一体型あるいは再編をした場合に 14,000 m²というのが 1 つの最低限の基準になるということになります。今の教室や屋内運動場、体育館のほかに特別教室、保健室、校長室、職員室、もちろんトイレ、それから廊下や階段等も必要になりますし、その他部室や用具室、倉庫等々も必要になります。最近新しく建てられた新しい学校等を見ますと多目的ホールなどといったスペースも非常に充実しているように見受けられます。また、屋外ではグラウンドの他にももちろん駐車場であるとか、スクールバスの待機所あるいはスクールバスの旋回するロータリーといったスペースも必要になると思われます。ですので、この 14,000 m²はあくまでも国庫負担金上の最低限の面積の目安とご認識いただきたいと思います。これにプラスしてそれぞれのスペース、教室であるとか、多目的スペースであるとか、こういったものをもっと広く確保したいとか、またどういった機能を持たせるかによって面積というものは大幅に変わってくるものと考えております。これはあくまでも国庫負担金上の最低限の目安ということでそういった広いスペースが必要だということになりますと、そちらに係る予算は基本的にはすべて村の単独費、村の持ち出しで行うこととなりますので、あくまでも繰り返しになりますが最低限の目安ということでご承知いただきたいと思います。参考までに、そのページの一番下に昨年度閉校しました旧小学校を含めた学校施設の規模を表にしてお示ししておりますので、こちらはご参考までに留めておいていただきたいと思います。

次のページですが、(2) 配置基準として文科省が推奨する通学距離及び通学時間というものが示されておりますが、こちらは小中一貫校あるいは義務教育学校として1つの学校を作るものであるということで、特に本村の学校が提出するものではないと考えられますので参考までにご覧になっていただきたいと思います。最後に、義務教育諸学校等の建設費の国庫負担等に関する法律施行令、先ほど積算に使用しました法律施行令の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、こちらもご参考までにあとでご覧になっていただきたいと思います。こちらからの情報提供としては以上です。

委員長

ありがとうございました。ただいまの説明についてご質問、ご意見いかがでしょうか。

委員

判断の材料として確認しておきたいことが何点かあります。今の教育委員会の資料のとおり小中学校の名前が一緒になるような計画をした場合に、現在の九戸小学校の場所を仮に考えた時、面積的にはどのくらい不足しているのか。

また、仮に九戸中学校の場所を考えた場合、面積的にはどうなのか。最低 14,000 m²あればいいという国庫負担の基準であるが、現状、九戸中学校は 34,000 m²くらいあるということなので広いが、仮に九戸小学校で考えた場合、だいぶ用地が足りなく用地購入する必要がある。その辺を考えれば、九戸中学校が無難なのではないでしょうか。

委員長

今の質問に対して事務局いかがでしょうか。

事務局

現在の九戸小学校の規模はこの資料に示してある通り、合計で、15,151 m²になります。ただ実際として、183 人の児童数の規模で学校が始まっているわけですが、教室に余裕がないという状況だと考えております。14,000 m²という最低限の規模ということであれば、面積的には十分できるのではないかと、計算上は国庫負担金基準上の面積はクリアできるということになります。ただ数字面だけで比較すればということになります。

続いて、九戸中学校につきましては、かなり広い敷地を有しております。合計したときに九戸中学校の敷地は 54,379 m²となります。かなり広い敷地が九戸中学校にはあるということでございます。また、先ほどお話にあった通り、用地取得があった場合には、そちらの方は国庫負担の対象にはなりませんので、こちらは単費ということになります。以上です。

事務局

補足をいたします。九戸中学校の面積ですが、法面も含まれての 54,000 m²とかになるの

で実際に使用しているところや、使用できるところと考えるとかなり少なくなるかと思えます。九戸小学校（旧伊保内小学校）の面積についても同様に、15,000 m²は土地の面積を算出しただけですので、これよりは少なくなります。

また、現状建っている建物がありますので、そちらを壊したりしてどのように建設していくかという話だったと思います。

委員

ありがとうございます。

委員長

そうですね。数字上はいい土地でもそこが有効に使えとは限らないので参考までに考えていただければと思います。いかがでしょうか。参考に普通教室の大きさは旧伊保内小学校だと1つの教室の面積が68.8 m²ということよろしいですか。

事務局

はい。こちら参考の普通教室の面積の部分は現状の1クラスあたりの面積、旧伊保内小学校でいえば68.8 m²という単位の面積でございます。

事務局

補足ですけれども、教室の面積は8 m×8.5 mが基準になっています。旧伊保内小学校も基本的には8 m×8.5 mで一般的な面積です。

委員長

そうですね。何を考えたときも基準が分かればイメージして進めていきやすくなるかと思えます。質問、ご意見いかがでしょうか。

委員

国の面積の基準では小学校で2,900 m²くらいとなっていますが、これは平屋で建てた時の面積でよろしいですか。

事務局

例えば、今の九戸小学校、旧伊保内小学校の1階の面積が1,100 m²以下という形なので、平屋にすれば3,000 m²くらいで、3階建てにすれば1,000 m²ずつというような認識でよろしいかと思えます。

委員

床面積が基準をクリアしていればよいということで用地的には 3,000 m²なくても大丈夫ということですね。ありがとうございます。

委員長

あといかがでしょうか。おそらく今は最低基準のところで書いていますが、実際それより少し小さくなるのではないかと思います。最初の委員会になりますので、もしよければ1人ずつ何かお話を伺えればと思います。いかがでしょうか。これから先どんどんお話が重くなっていくと思うのでよければどうぞ。

委員

資料No.4の9ページの一番下に「第2案では、中学校用の施設に、伊保内地区に教育・コミュニティ・防災といった複合的役割を持たせることも含めて検討することを想定している」と述べられており、この辺を重要視していることを確認できると思います。今既設の施設の中でのお話で進めている、小学校の敷地がどれくらい大きいとか、中学校がどれくらいだとかの話をしているのですけれども、私はそれにとらわれるべきではないと思います。

今、これから作る学校は、20年、30年先の九戸の姿とかを見据えた中で、学校にとられない地域づくりも含めながら、学校を設置していく必要があると思います。これは会議の場で話はされていくと思うのですが、私自身の考えとしては、具体的に言いますと、この資料に伊保内地区という言葉が出てくるように、今、村の中心的な人口が集中するところは伊保内地区なわけで、この伊保内小学校の東側には、広い土地があるわけです。水田がずっと広がっております。小学校の裏の部分ですね。私はそういった土地を利用することによって、平面利用もできるだろうと思います。そうすると学校施設、保育施設などいろんな施設も考えられると思います。いわゆるその面積的に国で14,000 m²といいますけども、もっと大きなスペースをとれる場所も実際ありますのでその辺のところを含めて、今後皆さんで検討していければいいと考えております。

委員長

ありがとうございました。今日は自由に意見をお話しいただいて、必要があれば事務局から回答いただくかもしれないです。次の方お願いいたします。

委員

私はお金をかけるより、十分な土地のある九戸中学校があるので、そっちらを利用する方向で、子供たちのことを考えて早く新しい学校を建ててあげるべきだと思います。

委員長

ありがとうございます。今日はそれぞれの考えをお聞かせいただきたいと思います。では、

お願いします。

委員

1つ確認したいのですが、今回の会議の目的というか、令和11年度に小中一貫校というか一貫とした学校を建てるための土地をどこにするかを協議する場であると、私は認識しているのですが、それでよろしいのでしょうか。

将来的にいろんなことを考えて長い目で見ると、もうすこしいろんなことを議論したらと考えてはいるのですが、ただ、今回の会議というのは、もう11年度に開校するのを目的としてそのために土地をどこにするかを選んでくださいという目的なのか、すごく幅広い考えを協議していくのか、ピンポイントでやっていかないといけないのか、時間的な制限もありますのでそこを確認したいなと思います。

委員長

こちらに関して事務局お願いします。

事務局

まず、この計画で決定している令和11年度というのはあくまでも目途でございます。今年度中に土地を決めて、設計に1年、建設に2年かかります。もし、用地取得も入ればさらに1年はかかるとことになります。そうすると場所は特定されることになりますので、あくまでもそれを目途にするということです。ただ、義務教育学校などの学校形態を議論はするものではなく、小中一体施設を作ることによって協議は進めていただきたいと思います。

ただし、11年に必ずということになると場所については限られてくる部分もあります。なので、そこについては、議論は必要だと思いますけれども、意見を伺ったうえで、村として判断をおこなうことになると思います。

委員長

意見として述べることはできるけど、決定権は村の方にあると。まずは用地の検討、諮問書ではそうなっておりますが。

事務局

委員会は委員会としての結論でいいと思います。財政面や整備までの時間等を考慮し、最終判断は村がすることになります。ただ、先ほどお話しいただいたように、これだけ児童数が減っていくということで、整備を急ぐべきだとの意見、あるいは地域づくりを重視するべきとの意見など難しい判断ではあると思います。

委員長

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

委員

はい、皆さんの考えが、認識がそうであれば。

委員長

はい。では、次に進みます。何かあればお願いします。

委員

今ある者体、体育館とかプール、そういったものも利用することを含めて建設用地計画を少しでもあるものを使うということも考えれば、かなり考えなければならないと思いますし、今後村で社体に代わるものを建設する予定があるのかなどそういったことも含めて考えて、よりよい学校を作らなければいけないと思います。

委員長

次の方をお願いします。

委員

あまり予算とかの部分が分からないので、実際、今あるところに新しく建て直したらいくらかかるのか、新しいところに建てたらいくらかかるのかなどの資料があったら知りたいと思います。

また、この間、今小学校に入学した子の保護者の方から言われたのですが、「駐車場が今の九戸小学校の駐車場では全く車を止められないので、運動会の時に農協や役場の駐車場にとめて、荷物をもって子供を連れて歩いて学校まで行ったが、歩道には縁石があるもののガードレールもなく、車が近く通ると怖いと思った」という話を聞いたので、できれば学校の駐車場は広めにほしと思いました。

委員長

ありがとうございます。では、次の方をお願いします。

委員

今日は建設用地検討委員会ということでしたが、既存の校舎を利用する話もあったと思いますけれども、これは国の国庫負担を利用するために建設するということなのか、もし、今建設しなくても、あるものを使うとの考え、見解はないのかなと思います。

また、これから大雨等の災害も起きており、その辺も検討して話を進めなければならないなと思っています。

委員長

今の件に関して、お答えできることがあれば事務局お願いします。

事務局

はい。既存の施設を使うという選択肢もあるかとのお話でございました。ちょうど各学校の旧小学校も含めた校舎の建築年度を申し上げますと、九戸小学校（旧伊保内小学校）ですが、昭和 58 年でございます。築 42 年経過していると。九戸中学校ですが、こちらが昭和 53 年ということで築 47 年になると。一番新しいところが旧山根小学校ですが、平成 6 年築 31 年、次に新しいのが旧江刺家小学校でこちらが平成 4 年築 33 年で、旧長興寺小学校が平成 2 年ですので築 35 年、旧戸田小学校が昭和 60 年ということで築 40 年ということで、どの学校も非常に年数がたっております。いずれ建てなければならぬ時期がやってくるものと我々は考えております。今耐震化の基準に対しますと学校の耐震化はなされているものですが、それをまた 20 年、30 年使っていくのかということになりますと、現在、小学校を統合して小学校の中で一番古かった今の小学校校舎に子供たちを入れたということで少なからず保護者の方々からも意見をいただいております。また、小中学校を再編して、新たな学校を作るのであれば I C T といった教育環境もどんどん進んでおりますので、そういった部分に対応した設備を子供たちに提供してあげたいと、教育委員会としては考えております。既存の施設を使って、できるだけお金をかけないようにといったご意見もあるかと思いますが、教育委員会としてはできれば新しい学校を建ててあげたいというのが率直な考え方でございます。以上です。

委員長

はい。ありがとうございました。では、次の方お願いいたします。

委員

私の意見は令和 11 年度との話もあるのですが、国庫補助を導入するにあたっては、100 人前後の人数を確保できるうちに急がないと、対応もきびしくなるのではないかとの思いがあります。

決定が早いのではないかとの意見もありますが、私はそうではないと思っています。思い起こせば、令和 4 年度には新しい学校が建っているはずでした。まあ、色々ありましたが、問題があるのは場所だけとの思いがあるので、それを何とか将来を担う子供たちのために立派な設備、九戸村にいても東京と同じような勉強ができる環境を我々の世代で提供することが責任との思いがあります。以上です。

委員長

ありがとうございました。次の方お願いいたします。

委員

はい。私は制度のお話になりますが、小中一貫校と義務教育学校の違いによって必要になる用地の広さとかはどうなりますか。

事務局

義務教育学校と小中一貫校の違いですけれども、通常の小学校は6学年、中学校は3学年で9年間義務教育になりますが、これを9年間通した教育の見通しをもって育て、教育していきましようという考えのもとでつくられたのが小中一貫教育という考え方です。

その中に小中一貫校と義務教育学校とあります。小中一貫校というのは小学校と中学校などのどちらにも施設一体型と施設分離型というのがあり、1つの校舎なのか、別々の校舎なのか、あるいは併設、隣に建てるというような選択はありますけれども、小中一貫校というのは小学校6年、中学校は3年、それを1つの基本的には校舎一体型であれば、1つの校舎の中で小学校も中学校もあるという、小学校と中学校9年間で1つの校舎で過ごすのが小中一貫校でありまして、義務教育学校というのは1年生から9年生の考え方でございます。9年間、途中に区切りを設けなくて、教育を1年生から9年生までというので、教育も異なるということで、何が違うかといいますと、1つは小中一貫校の場合は教職員組織が2つになります。小学校の教員組織と中学校の教員組織がありましてどちらも校長先生が1人ずつということになります。義務教育学校というのは小中ともに1つの組織になりますので、校長先生は1人です。その下に1年生から9年生までの組織があるというのが義務教育学校と小中一貫校の大きな違いの1つです。そしてもう1つ大きな違いといいますと、義務教育学校は1つの組織ですので、例えば、小学校4年生ですね、4年生のところに理科の免許を持った中学校の先生が取り入れて教科の指導ができるという柔軟に教育を展開することができるところが1つの大きな違いになります。そのように自由にできるところが小中一貫校だと制限があるということで、その2つが大きな違いで、大きく施設で違うところは、職員室が1つになるか2つになるかというところです。

教育長

今は面積のお話だと思いますけれども、作り方や用地の形態によって広くなったり狭くなったりいたします。義務教育学校は1、2、3、4年生まで1つ目のグループ、5年生、6年生、中学校1年生を2つ目のグループ、そして中学校2年生、3年生を3つ目のグループにして、3つぐらいの区分けにしてその中で教育を展開するとか、学年を超えた教育とかもできますし、義務教育学校に勤務するには小学校も中学校も免許を持っていることが前提になるので、中学校の専門の教科の先生が小学校に行くこともできるなど、小中学校の教育のいいところをうまく活用することもできるかと思います。学校規模が小さくなると、

教員数が減っていきますので、それを少なくなった人数を有効に教育に活用することができ点では、義務教育学校にメリットがあると思います。色々比較するのが難しいのですが、そのような特徴があります。

委員長

よろしいでしょうか。

委員

12月20日の答申まであまり期間がなく、短い気がしています。九戸村の未来を考えたときに、もう少し時間をかけて検討する必要があるのかなと思います。岩渕教育長の時代にアンケートをとった結果があると思います。たくさん意見が出ておりその部分を重要視しないといけないと思います。今の村の人口は約5,000人います、年間100人程度減っています。そうすると、20年後は3,000人くらいまで減っていると思います。やはり若い人たちがこの地域に住まなくなればますます人が減るかもしれないし、そうなると村が維持できなくなってしまう。やはり学校だけ早く作ろうという観点やお金のことだけ先行して考えるのではなく、未来のこと、学校の在り方だったり、地域だったり、そういう全てを十分に検討しつつ、学校を考えるべきなのかなと思います。

学校整備の話が始まった平成30年当時で小学校の児童数260人いたのですが、もう半分近くになっている。これが今のままではもしかするともっと少なくなるかもしれない。ということは、若い人たちがこの地域に住んでここで子育てする人がいなければ、もっと少なくなります。今この学校を急いで、安く整備するのではなく、九戸村の未来を一人一人が考えて村に対して答申していくそういう話し合いの場ができればいいと思います。

今8月ですから12月まであと何回できるのかとの話になりますが、あまり時間がないのですが、我々はアンケートをもう一度理解して、一人一人が九戸村の未来を考えて子供たちの未来のためにいい話し合いが今後できればいいなと思っています。

委員長

ありがとうございました。今日はまずそれぞれの考えを確認していただければと思います。それでは事務局に進行をお返しいたします。

【閉会】

事務局（村づくり推進課長 川原）

はい。それでは長時間に亘りご協議いただきまして大変ありがとうございました。次回の開催については、決定次第早急に連絡させていただきたいと思います。本日は大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。